

大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

**1 業務の目的**

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

ビジョンの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限導入として、安定電源の開発を進める必要がある。

本業務では、町内への農業用水供給を目的とする坂下ダムにおいて、ダム水利を活用した小水力発電と、湖面その他のダム敷地内における太陽光発電の実現可能性を調査する。

**2 業務概要**

(1) 対象業務

大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託

(2) 仕様

別紙「大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、令和4年3月15日までの期間

(4) 委託費の上限

金12,100,000円（消費税及び地方消費税込み）

**3 プロポーザル参加の要件**

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
  - (ア) 破産者で復権を得ない者
  - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
- (ア) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
  - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
  - (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、小水力発電の導入あるいは可能性調査を行った実績を有すること。（2 以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員の代表者が本件を満たすこと）

## (2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## **4 企画提案の内容**

当該可能性調査業務においては、本町復興計画やゼロカーボンビジョン等の関連計画及び本町の人口動態や新電力会社の設立等、町の復興状況との関連性を踏まえ、坂下ダムにおける小水力及び太陽光発電導入にかかる以下の提案を作成する。

### (1) 小水力発電について

小水力発電の導入にあたり、福島県による過去の調査や町内の水利用状況等を踏まえ、下記の事項について提案する。

#### (ア) 設備導入に関する検討について

- ・発電設備の設置手法に関する考え方
- ・送配電手法に関する考え方
- ・売電スキームに関する考え方

#### (イ) 水利権

- ・水利利用についての考え方

## (2) 太陽光発電について

湖面に浮かべるフロート型その他の太陽光発電導入の可能性について、太陽光発電設備の設置方式及び工事費等下記の事項について提案する。

- ・発電設備の設置手法に関する検討
- ・送配電手法に関する考え方
- ・売電スキームに関する考え方

## (3) 電力送配電に関すること

系統連系に必要となる調査及びその他自営線による配電や水素を利用した供給等、大熊町の現状に適した送配電システムの考え方を提案する。

## (4) 基本設計必要図書の作成

各種調査及び検討を基に基本設計実施に必要な図書を作成する。

## (5) 審査会等で提案された項目に関すること

プロポーザル審査の過程で審査会にて提案された内容についても、当該仕様書へ追記する。

# 5 応募手続き

## (1) 全般的事項

### ①スケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年7月7日(水)
質問受付期限	令和3年7月14日(水)午後5時まで
質問回答	令和3年7月19日(月)
参加資格確認申請書提出期限	令和3年7月21日(水)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和3年8月2日(月)
審査会(プレゼンテーション)	令和3年8月5日(木)※時間は別途通知
審査結果の通知	令和3年8月12日(木)以降

### ②様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書

様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

## (2) 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(ア) 受付期限 令和 3 年 7 月 14 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出方法

質問書 (様式第 1 号) により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール : zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp (ゼロカーボン推進課宛)

(ウ) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 3 年 7 月 19 日 (月) までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

## (3) 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(ア) 提出期限 令和 3 年 7 月 21 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出先 ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ①企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書 (様式第 2 号)
- ②会社概要 (様式第 3 号)
- ③本要領 4 (1) プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしていることを証する書類の写し
- ④提出方法 電子メール、郵送 (簡易書留)、または持参

## (4) 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(ア) 提出期限 令和 3 年 8 月 2 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ①企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする)
- ②委託事業に係る経費積算書 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)

- ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④会社概要（様式第3号）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤守秘義務誓約書（様式第4号）
- ⑥業務実施体制書（様式第5号）
- ⑦定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
  - ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

(エ) 提出部数等

- ①提出書類それぞれにつき、印刷1部及びPDFデータ
- ②その他、審査委員会用のPDFデータとして、④会社概要（様式第3号のみ）、⑥業務実施体制書及び①企画提案書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。（会社概要、業務実施体制表、企画提案書の順とすること）

(オ) 提出方法

電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

(5) 企画提案書の内容

本要領「5 企画提案の内容」に基づき提案書を作成すること。

(6) 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(ア) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(イ) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(ウ) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(エ) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(オ) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 審査に関する事項

(ア) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、優先交渉権者（単独随意契約候補者）を選定する。

(イ) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。  
本審査で選定された者を優先交渉権者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和3年8月5日（木）※時間は別途通知

大熊町役場本庁舎

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

説明時間20分、及び質疑応答20分の計40分程度を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。ただし、審査員一人あたりの平均点数が20点を満たさない者は選定されない。なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

⑤ その他

- ・提案者が1社のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。
- ・プレゼンテーションの際、提出者名、若しくは提出者名が類推できるおそれのある旨の発言はしないこと。

- ・新型コロナウイルスの感染状況により、本審査会をオンライン形式にて開催する可能性がある。その際の開催方法等については、別途通知する。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

(ウ) 審査基準

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制		(10)
① 体制・計画	・本業務を責任を持って推進できる体制となっているか ・専門性を有する人材を配置しているか	5
② 実績	・小水力発電の導入あるいは可能性調査を行った実績・ノウハウがあるか	5
2. 小水力発電の検討について		(10)
③ 設備提案	・大熊町の現状に適した調査手法や検討の方向性について提案されているか	5
④ 水利権	・大熊町の現状の水利用状況や、今後の農業用水及び工業用水利用を踏まえた水利権の利用について適切に検討される見込みがあるか	5
3. 太陽光発電の検討について		(5)
⑤ 設備提案	・大熊町の現状に適した調査手法や検討の方向性について提案されているか	5
4. 電力送配電に必要となる調査について		(5)
⑥ 電力送配電	・系統連系に必要となる調査及びその他自営線による配電や水素を利用した供給等、大熊町の現状に適した送配電の検討の方向性について提案されているか。	5
5. 地域理解		(5)
⑦ 地域理解	・大熊町の復興計画及びゼロカーボンビジョン等の計画を理解しているか。 ・新電力会社の設立等、町の復興状況との関連性を踏まえた提案となっているか。	5
6. 総合評価		(5)
⑧ 総合評価	・提案内容について統合的に整理された内容となっているか	5
合計点		(40)

(エ) 評価方法

審査項目毎に1～5の評価点を付し、各委員の評価点を合計し総合点数を算出する。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

## **6 契約の締結等**

### **(1) 委託業務契約の締結**

優先交渉権者の選定後、本業務に向けた事業計画策定に関する委託業務を実施する。

#### **(ア) 仕様書の協議等**

選定した優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

#### **(イ) 契約金額の決定**

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

## **7 問い合わせ先及び各種書類の提出先**

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

担当：佐藤、齊藤、森

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7597

メールアドレス [zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp](mailto:zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp)